

その他の個別論点に関する検討

目次

- I. 外国通貨の両替について
- II. 通信販売等におけるFAX広告について
- III. 電話勧誘販売における過量販売について
- IV. 訪問購入における「交換」について

I. 外国通貨の両替について

1. 現状

2. 対応の検討

I-1. 現状

【検討の背景】

【本専門調査会第2回及び第3回会議における「権利」に関する議論の概要】

1. 現在、特商法の訪問販売、電話勧誘販売、通信販売においては、「権利」を目的物とする売買契約については、政令で指定する「権利」を対象とするもののみに、規制対象としているところ、規制の後追いを防ぐため、この政令指定制（指定権利制）を廃止し、権利を目的物とする売買契約を包括的に規制対象とすることとする。
2. 他方、実務に与える影響等を考慮して、「商品」、「役務」、「権利」の3分類は維持することとする。
3. 上記の3分類を維持することとした場合に問題となる事項については、個別に検討を行うこととする。



本専門調査会においては、指定権利制を廃止した後に個別に検討が必要な事項として、これまで「外国通貨の両替」に関する問題が指摘されていたところ、これについてどのような対応を図るべきか。

（参考）民法における「両替」の位置付け

両当事者が金銭の所有権を移転するとき、すなわち、「両替」は交換であるかどうか。学説は分かれているが、売買でも交換でもない一種の無名契約とするのが通説である。しかし、いずれにしても、交換の規定と売買の規定とを準用して問題を解決するべきである。（我妻・有泉コンメンタール民法－総則・物権・債権－（第2版））

⇒ 「外国通貨の両替」は、当然には「商品の売買」には含まれないというのが、これまでの特商法の解釈。